

地域医療支援病院制度について																																																								
根 拠	医療法第4条、第12条の2、第16条の2、第22条 他																																																							
創設年度	平成9年12月<第3次医療法改正により制度化> (主な改正点) 平成16年5月 開設者の範囲を緩和、平成16年7月 紹介率等見直し、 平成26年4月 紹介率等見直し																																																							
制度の趣旨	医療機関相互の機能分担を図り、その連携を進める観点から、他の医療機関から紹介された患者に対する医療の提供、施設・設備の共同利用、研修の提供等を通じて地域医療の第一線を担うかかりつけ医等の支援を行い、地域医療全体の充実を図ることを目的とした地域中核病院の整備を推進する。																																																							
開設者	国、都道府県、市町村、医療法人 等																																																							
承認方法	知事の認可 <都道府県医療審議会の意見を聴取義務あり>																																																							
主な承認要件	(1) 紹介外来制及び救急医療の提供 <紹介患者の割合(紹介率)> ①紹介率が80%を超えるもの(ただし、65%以上であっても2年間で80%に達する見込みの場合、経過措置あり) ②紹介率が65%を超え、かつ、逆紹介率が40%を超えるもの ③紹介率が50%を超え、かつ、逆紹介率が70%を超えるもの (2) 医療法第4条第1項第2号に該当する救急医療を提供していること (3) 病院施設の共同利用、共同診療体制を確保していること (4) 救急医療を提供する能力を有していること (5) 地域の医療従事者の資質の向上を図るための年12回以上の研修を行わせる能力を有すること (6) 地域医療支援病院の運営に関する委員会を年4回以上開催すること (7) 許可病床が原則200以上であること (8) その他施設整備要件 病院の一般基準以外に<集中治療室、化学細菌等検査室、病理解剖室、研究室、講義室、図書室他>を有すること																																																							
承認済病院 (17病院)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>医療機関名</th><th>承認年月日</th><th>二次医療圏</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>京都第二赤十字病院</td><td>平成18年4月1日</td><td>京都・乙訓</td></tr> <tr><td>京都第一赤十字病院</td><td>平成18年12月27日</td><td>京都・乙訓</td></tr> <tr><td>康生会武田病院</td><td>平成18年12月27日</td><td>京都・乙訓</td></tr> <tr><td>京都府立医科大学附属北部医療センター</td><td>平成18年12月27日</td><td>丹後</td></tr> <tr><td>京都医療センター</td><td>平成20年8月19日</td><td>京都・乙訓</td></tr> <tr><td>京都済生会病院</td><td>平成20年8月19日</td><td>京都・乙訓</td></tr> <tr><td>舞鶴医療センター</td><td>平成20年8月19日</td><td>中丹</td></tr> <tr><td>京都市立病院</td><td>平成21年9月1日</td><td>京都・乙訓</td></tr> <tr><td>京都桂病院</td><td>平成23年10月1日</td><td>京都・乙訓</td></tr> <tr><td>舞鶴共済病院</td><td>平成23年5月1日</td><td>中丹</td></tr> <tr><td>京都岡本記念病院</td><td>平成24年10月1日</td><td>山城北</td></tr> <tr><td>洛和会音羽病院</td><td>平成27年8月31日</td><td>京都・乙訓</td></tr> <tr><td>京都山城総合医療センター</td><td>平成29年11月30日</td><td>山城南</td></tr> <tr><td>京都中部総合医療センター</td><td>平成30年12月1日</td><td>南丹</td></tr> <tr><td>宇治徳洲会病院</td><td>平成30年12月1日</td><td>山城北</td></tr> <tr><td>市立福知山市民病院</td><td>令和4年1月27日</td><td>中丹</td></tr> <tr><td>医仁会武田総合病院</td><td>令和4年1月27日</td><td>京都・乙訓</td></tr> </tbody> </table>		医療機関名	承認年月日	二次医療圏	京都第二赤十字病院	平成18年4月1日	京都・乙訓	京都第一赤十字病院	平成18年12月27日	京都・乙訓	康生会武田病院	平成18年12月27日	京都・乙訓	京都府立医科大学附属北部医療センター	平成18年12月27日	丹後	京都医療センター	平成20年8月19日	京都・乙訓	京都済生会病院	平成20年8月19日	京都・乙訓	舞鶴医療センター	平成20年8月19日	中丹	京都市立病院	平成21年9月1日	京都・乙訓	京都桂病院	平成23年10月1日	京都・乙訓	舞鶴共済病院	平成23年5月1日	中丹	京都岡本記念病院	平成24年10月1日	山城北	洛和会音羽病院	平成27年8月31日	京都・乙訓	京都山城総合医療センター	平成29年11月30日	山城南	京都中部総合医療センター	平成30年12月1日	南丹	宇治徳洲会病院	平成30年12月1日	山城北	市立福知山市民病院	令和4年1月27日	中丹	医仁会武田総合病院	令和4年1月27日	京都・乙訓
医療機関名	承認年月日	二次医療圏																																																						
京都第二赤十字病院	平成18年4月1日	京都・乙訓																																																						
京都第一赤十字病院	平成18年12月27日	京都・乙訓																																																						
康生会武田病院	平成18年12月27日	京都・乙訓																																																						
京都府立医科大学附属北部医療センター	平成18年12月27日	丹後																																																						
京都医療センター	平成20年8月19日	京都・乙訓																																																						
京都済生会病院	平成20年8月19日	京都・乙訓																																																						
舞鶴医療センター	平成20年8月19日	中丹																																																						
京都市立病院	平成21年9月1日	京都・乙訓																																																						
京都桂病院	平成23年10月1日	京都・乙訓																																																						
舞鶴共済病院	平成23年5月1日	中丹																																																						
京都岡本記念病院	平成24年10月1日	山城北																																																						
洛和会音羽病院	平成27年8月31日	京都・乙訓																																																						
京都山城総合医療センター	平成29年11月30日	山城南																																																						
京都中部総合医療センター	平成30年12月1日	南丹																																																						
宇治徳洲会病院	平成30年12月1日	山城北																																																						
市立福知山市民病院	令和4年1月27日	中丹																																																						
医仁会武田総合病院	令和4年1月27日	京都・乙訓																																																						
承認後の業務報告	・毎年10月5日までに都道府県知事に業務報告書を提出 ・都道府県知事は提出された業務報告書を公表																																																							